

札幌市都市景観条例及び
札幌市都市景観条例施行規則
改正素案

パブリックコメント
意見集

(速報版)

札幌市

パブリックコメント手続による 意見募集実施の概要

「札幌市都市景観条例」及び「札幌市都市景観条例施行規則」の改正素案について、パブリックコメント手続により、市民の皆さまからのご意見を募集し、頂いたご意見を参考にさせていただきました。

お寄せいただいたご意見は趣旨が変わらない程度に要約し、趣旨が同じご意見はまとめて掲載しています。なお、改正素案と直接の関係がないご意見（他事業へのご意見等）については、公表しておりません。

(1) 意見募集期間

平成 28 年 9 月 14 日（水曜日）から平成 28 年 10 月 13 日（木曜日）までの 30 日間

(2) 意見提出方法

郵送、FAX、Eメール、ホームページ上のご意見募集フォーム、持参

(3) 配布資料

「札幌市都市景観条例及び札幌市都市景観条例施行規則の改正について
ご意見を募集します。」

(4) 資料の配布場所

- ・札幌市役所本庁舎 1 階ロビーパンフレット台 / 2 階市政刊行物コーナー/
2 階都市局建築指導部管理課 / 5 階まちづくり政策局都市計画部地域計画課
- ・各区役所市民部総務企画課公聴係
- ・各区民センター
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市公式ホームページ

(5) 意見募集の周知方法

- ・札幌市公式ホームページへの掲載
- ・広報さっぽろ平成 28 年 9 月号への掲載
- ・関係事業者団体への情報発信
- ・景観重要建造物又は札幌景観資産所有者への情報発信
- ・平成 26 年度みんなの景観ワークショップ参加者への情報発信

(6) パブリックコメントの内訳

ア 提出者数：8人

イ 意見件数：28件

ウ 年代別内訳

年代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	事業者団体等	不明	合計
人数 (人・団体)	0	0	1	1	2	3	0	1	8
件数 (件)	0	0	2	6	2	11	0	7	28

エ 提出方法内訳

提出方法	持参	HP	郵送	Eメール	FAX	合計
提出者数 (人・団体)	0	1	3	1	3	8

オ 意見内訳（素案の構成に沿って分類）

分類	件数	構成比
改正全般について	7	25.00%
I. 「届出対象行為」の見直しについて	0	0%
全般	0	
1. 景観計画における基本的な考え方	0	
2. 届出対象行為の追加・除外	0	
3. 特定届出対象行為の見直し	0	
II. 「景観プレ・アドバイス」制度の新設について	9	32.14%
全般	2	
1. 景観プレ・アドバイスの対象となる行為	3	
2. 実施時期や回数	0	
3. 景観プレ・アドバイスの体制	0	
4. 景観プレ・アドバイスの実施方法	4	
5. 助言内容等の公表	0	
III. 「活用促進景観資源」の新設について	6	21.43%
全般	4	
1. 活用促進景観資源の登録等について	2	
2. 登録の手続等について	0	
3. 登録の取消について	0	
4. 景観重要建造物等への配慮について	0	
IV. 「地域ごとの景観まちづくり」の新設について	0	0%
全般	0	
1. 景観まちづくり指針の策定について	0	
2. 景観まちづくり指針に定める事項について	0	
3. 景観まちづくり指針による届出について	0	
4. 良好な景観を形成するための基準との適合	0	
5. 景観まちづくり団体について	0	
V. その他の条例改正について	0	0%
全般	0	
1. 新たな景観計画における理念の反映	0	
2. 札幌景観資産における指定基準の改正	0	
その他	6	21.43%
合計	28	100.00%

※構成比の算出は四捨五入しているため、合計値とその内訳の累計値とは一致しない場合があります。

パブリックコメントの意見の概要とそれに対する市の考え(案)

景観施策全般について

該当項目	NO.	意見概要	類似意見(件)	札幌市の考え方
全般	1	美しい景観を積極的に誘導していく景観計画の内容は、市民として大変期待する所である。	—	—
	2	新たな景観計画に基づいて都市景観条例等の改正を検討していることは時宜を得たことである。	—	—
	3	今回の改正素案については、おおむね賛成である。	—	—
	4	札幌は、定山溪温泉や大通公園など、魅力的な場所があり、美しい都市である。	—	—
	5	景観の規制は、企業の進出や都心の開発の妨げになる可能性がある。	1	届出・協議等により良好な景観が形成されることで、イメージの向上等による観光客の増加や民間投資の誘発など、経済的にも良い効果が期待されることから、必ずしも企業の進出や都心の開発の妨げになるものではないと考えています。
	6	美しい景観を創り上げるためには、行政と市民が協力して取り組む仕組みが必要である。	—	ご意見の視点は重要と考えています。条例にもその視点が明記されており、新たな景観計画の第5章において具体的な協働の取組を位置付けて推進していきます。

II 「景観プレ・アドバイス」制度の新設について

該当項目	NO.	意見概要	類似意見(件)	札幌市の考え方
全般	7	景観プレ・アドバイス制度の新設に賛成する。	—	—
	8	景観プレ・アドバイス制度を新たに条例に位置づけることは、遅きに失した感はあるが、札幌市の歴史的景観資源の保全の観点から、大きな前進である。	—	—
II-1 景観プレ・アドバイスの対象となる行為	9	景観重要建造物等の敷地に近接する敷地の考え方について、一律に10mとするのではなく、計画建物の規模や、植栽による修景等に応じて、柔軟に対応しても良いのではないか。	—	景観重要建造物等の敷地と、それに近接する敷地に著しい高低差がある場合や、景観重要建造物等の敷地が広大で、近接する敷地と景観重要建造物等が十分に離れている場合などが考えられることから、個々の建築計画と周囲の状況を判断した上で柔軟に対応するため、例外規定を設けています。明確な定義につきましては、改正した条例を踏まえて整理する予定です。
	10	景観重要建造物等の敷地に近接する敷地については、市が認める例外規定を設けないでほしい。設けるのであれば、定義を明確にしてほしい。	—	
	11	景観プレ・アドバイス制度により近隣に迷惑をかけないように、景観重要建造物等への指定を避けるために解体することもあるのではないか。	—	
II-4 景観プレ・アドバイスの実施方法	12	景観重要建造物等の保全のために、法的拘束力のある制度としてほしい。	—	ご意見については、具体的取組を進めるうえでの参考とさせていただきます。
	13	地域の特性に応じて、建物の高さや色彩について調整をしてはどうか。	—	
	14	都市の成熟を目指すのなら、街並みについて寒冷地・北方都市として冬を意識し、建物の色彩を暖色系にしたり、住宅の屋根の形状を考慮することなどが重要である。	—	
	15	歴史的な遺産も大切だが、新しい都市の個性を積極的に創出することに重点を置いた方がよい。	—	

III 「活用促進景観資源」の新設について

該当項目	NO.	意見概要	類似意見(件)	札幌市の考え方
全般	16	景観資源をゆるやかに位置付ける制度とはどういうことか。	—	景観重要建造物や札幌景観資産といった既往の指定制度は、外観の維持保全に係る費用の助成を受けられる一方で外観を変更することなどに一定の制限がかかるものであるのに対し、活用促進景観資源は、同様の助成は受けられませんが、制限などはなく、市民等に広く周知することに主眼を置いた登録制度としています。
	17	活用促進景観資源は都心エリアでどの程度対象となる予定か。	—	現時点で対象となる件数は把握しておりませんが、今後どのようなものを対象とするか検討した上で、実態調査等を実施する予定です。
	18	活用促進景観資源は、保全・処分等に関して、どの程度制限されるのか。	—	活用促進景観資源は、市民等に広く周知することに主眼を置いた制度のため、ご意見の趣旨の様な制限等は設けておりません。
	19	この制度は、保存したい人達と建て替えたい人達の意見が対立した場合、市が調整を行うことも考慮した制度なのか。	—	活用促進景観資源は、市民等に広く周知することに主眼を置いた制度であり、ご意見の趣旨のような制度ではありません。
III-1 活用促進 景観資源の 登録等 について	20	活用促進景観資源の登録の基準を明確にする必要があるのではないか。	—	活用促進景観資源の趣旨を踏まえると、登録の基準については柔軟に対応できるようにしておく必要があると考えていますが、歴史的価値に限らず、多くの市民が景観上優れていると感じているものや、シンボル性が高いものといったこれまでにない観点を重視するなど、景観上の価値のとらえ方については今後検討していきます。
	21	活用促進景観資源は景観審議会が登録するものなのか。	—	活用促進景観資源は、市が登録するものであり、登録等の際には必要に応じて景観審議会の意見を聴くことができるようにしています。

その他

該当項目	NO.	意見概要	類似意見(件)	札幌市の考え方
景観施策に関する具体の提案等	22	効果的に景観誘導を行うためには、景観色70色の塗料を安価にしたり、景観色70色を使用する塗替工事を行う際は市が金利の低い貸付を行うなどの取組を行ってはどうか。	—	ご意見については、具体の取組を進めるうえでの参考とさせていただきます。
	23	時計台は大切な建物なので、保存・活用を推進してほしい。	—	
	24	市民等に景観施策の意義や目的、メリット等を伝えるため、報道機関を活用するなど、丁寧に普及啓発を行ってほしい。	—	
	25	伝統的景観を保全する地区と近代的高層建築物が主体の地区とのバランスがとれた美しい景観が形成されるような施策をお願いしたい。	—	
	26	古くからの低層住宅地に高層建築物が建築されることは、その地域固有の景観を損ねることに繋がる。	—	
	27	都会の殺風景な風景より田園風景が広がっている方が、景観上魅力的だと思う。	—	